

## オットー・バウアー『民族問題と社会民主主義』の論理

太 田 仁 樹

1. はじめに：オーストリア民族理論への注目の高まりとオットー・バウアー
2. 『民族問題と社会民主主義』の構成
3. 唯物史観の改変（再構成）
4. 民族政策論の問題点
5. 小括

### 1. はじめに：オーストリア民族理論への注目の高まりとオットー・バウアー

近代のナショナリズムは、主権国家としてのネイション・ステイト（国民国家・民族国家）の形成を目指す思想である。だがネイション・ステイトの形成は諸民族の自由と平和をもたらすものではなかった。その現実を各国内において見れば、支配民族による被支配民族の抑圧であり、国際的に見れば、国家間ヒエラルキーの形成と再編、そして覇権をめぐる主権国家相互の抗争の歴史であった。ナショナリズムの暴発は20世紀に2度の世界大戦を引き起こし、その世紀の最後の10年間にも流血をもたらした。ネイション・ステイト・システムに代わる諸民族の共存のあり方として、最近注目されているのは、旧ハプスブルク帝国におけるオーストリア社会民主党の民族理論、なかでも「属人的民族自治」の構想である<sup>(1)</sup>。プラスローは、ソ連崩壊後の新しいヨーロッパ秩序の構築に際して、カール・レンナーやオットー・バウアーの属人的民族自治の構想から教訓を得るべきであると主張している<sup>(2)</sup>。ニムニは、レンナーやバウアーの民族自治論がキムリッカなどの現代の多文化主義的法理論に通底する内容を持っていたことを強調し、ハプスブルク帝国末期のオーストリア社会民主党の理論的営為に注目している<sup>(3)</sup>。

レンナーについての研究とくらべると、バウアーの民族理論についての研究は、数が多い。民族問題に関するバウアーの主著である『民族問題と社会民主主義』<sup>(4)</sup>は、すでに7言語（ロシア語<sup>(5)</sup>、カ

---

(1) ハプスブルク帝国の歴史については、Kann[1964a], Kann[1964b], 特にそこにおける民族問題については、Hantsch [1953], Mommsen [1963], Mommsen [1971], Mommsen [1979] を参照。

(2) cf. Plasseraud [1998], p.132f. また Plasseraud [2000] も参照。

(3) cf. Nimni [1999], pp.293-296. キムリッカの代表的著作は、Kymlicka [1995] である。紹介論文として、石山文彦 [2000-02] がある。

(4) Bauer [1907].

(5) Bayep [1909].

タロニア語<sup>(6)</sup>、スペイン語<sup>(7)</sup>、フランス語<sup>(8)</sup>、イタリア語<sup>(9)</sup>、英語<sup>(10)</sup>、日本語<sup>(11)</sup>に翻訳されていることからわかるように、パウアーの、特に『民族問題と社会民主主義』の研究は特に最近急速に進んでいる<sup>(12)</sup>。

日本におけるパウアー研究も、レンナー研究に先行している。日本ではスターリンの『マルクス主義と民族問題』<sup>(13)</sup>によって、レンナーとパウアーの名前は知られていたが、それは批判の対象として知られていたに過ぎない。村瀬興雄と矢田俊隆は、歴史学的観点から、1960年代にレンナーとパウアーの民族論を紹介した<sup>(14)</sup>。高島善哉は、自らの民族論を展開するなかで、パウアーを論難した<sup>(15)</sup>。阪東宏は、レーニンの観点から、パウアー民族論の積極面を評価した<sup>(16)</sup>。田中克彦は、言語論への関心から、カウツキーとパウアーの民族論を比較した<sup>(17)</sup>。丸山敬一は、属人的民族自治論に注目し、パウアーの議論を紹介した<sup>(18)</sup>。上条勇は、パウアーの民族理論をテーマに一書を上梓した<sup>(19)</sup>。上条の著作は、『民族問題と社会民主主義』の全体を、日本ではじめて取り上げたものであり、画期的な意義をもつものであったが、日本語全訳が現われた今日からみると、多くの問題点を含むものである。また、このころ須藤博忠が浩瀚なオーストリア社会民主党史のなかで、レンナーとパウアーの民族政策を紹介している<sup>(20)</sup>。

『民族問題と社会民主主義』は、パウアーの主著といわれているが、この著書のなかで提起されている多民族国家内部での属人的民族自治論の構想を、パウアーは長く保持することはなかった。パウアーは、オーストリア社会民主党のなかでも、多民族国家の解体を認める「左翼民族綱領」（1918年4月）の立場に最も早く移行した一人であった<sup>(21)</sup>。1907年の『民族問題と社会民主主義』における多民族国家の存続を前提とした政策論から、多民族国家の解体とネイション・ステイトの設立への、パウアーの立場の移行をどう捉えるべきかは、パウアー研究上の重要論点であるが、この問題については、先行研究は説得的な説明を与えていない<sup>(22)</sup>。本稿は、『民族問題と社会民主主義』に限定して、

(6) Bauer [1979a].

(7) Bauer [1979b].

(8) Bauer [1987].

(9) Bauer [1999].

(10) Bauer [2000].

(11) パウアー [2001].

(12) 各言語への翻訳とその紹介のされ方については、太田 [2002a] を参照。

(13) Сталин, И. В. [1913].

(14) 村瀬 [1962], および矢田 [1963]。矢田の論文はのちに矢田 [1977] に所収。

(15) 高島 [1970].

(16) 阪東 [1985].

(17) 田中 [1978].

(18) 丸山 [1989 a], および丸山 [1989b]。丸山 [1989b] はのちに丸山 [2003] に所収。

(19) 上条 [1994].

(20) 須藤 [1995] 第Ⅱ部第4章第2節。

(21) パウアーの、多民族国家解体論への移行については、Braunthal [1961] を参照。

(22) メルケルは、パウアーのこの立場の転換に積極的な意味を見だし、多民族国家の存続にこだわったレンナーを「ユートピア的な頑固さ」と批判している (cf. Merker [1999], p. 19) が、このような評価は、多民族国家を前提とした民族自治を展開した『民族問題と社会民主主義』の意義を称揚する彼の主張と齟齬をきたしているように思われる。

バウアーの民族論の構造と内容を明らかにしようとするものであるが、バウアーのこの立場変更と本書における政策論との関連をいかに理解すべきかという問題を、重要な論点として意識している。

## 2. 『民族問題と社会民主主義』の構成

本書の全体は、全7部で34章から構成されている。各部各章の標題は以下のとおりである。

### 第I部 民族

- 第1章 民族的性格
- 第2章 自然共同体としての民族
- 第3章 自然共同体と文化共同体
- 第4章 氏族共産主義時代におけるゲルマン人の民族文化共同体
- 第5章 グルントヘルシャフトの時代における騎士文化共同体
- 第6章 商品生産と市民的文化共同体の始まり
- 第7章 早期資本主義時代の教養人の文化共同体
- 第8章 近代資本主義と民族文化共同体
- 第9章 社会主義による民族文化共同体の実現
- 第10章 民族の概念
- 第11章 民族意識と民族感情
- 第12章 民族的価値に対する批判
- 第13章 民族政策

### 第II部 民族国家

- 第14章 近代国家と民族
- 第15章 民族性原理

### 第III部 多民族国家

- 第16章 ドイツ人国家としてのオーストリア
- 第17章 歴史なき民族の目覚め
- 第18章 近代資本主義と民族的憎悪
- 第19章 国家と民族闘争
- 第20章 労働者階級と民族闘争

### 第IV部 民族自治

- 第21章 地域原理
- 第22章 個人原理
- 第23章 ユダヤ人の民族自治？

### 第V部 オーストリアにおける民族闘争の発展傾向

- 第24章 民族自治へのオーストリアの内的発展
- 第25章 オーストリアとハンガリー

## 第Ⅵ部 民族性原理の転換

第26章 民族自治と民族性原理

第27章 資本主義的拡張政策の根源

第28章 労働者階級と資本主義的拡張政策

第29章 帝国主義と民族性原理

第30章 社会主義と民族性原理

## 第Ⅶ部 オーストリア社会民主党の綱領と戦術

第31章 社会民主労働者党の民族綱領

第32章 政治的組織

第33章 労働組合における民族問題

第34章 社会民主党の戦術

本書全体の内容をどのように理解するのかという問題について、従来2種類の見解がある。二つの部分から構成されるという見解と、三つの部分から構成されるという見解である。2部分説によれば、その内容は民族本質論と民族政策論もしくは民族問題論とであり<sup>(23)</sup>、3部分説に立てば、民族本質論、民族形成過程論、民族政策論である<sup>(24)</sup>。2部分構成か3部分構成かというこの問題は、パウアーの民族理論の全体構造を理解するうえで極めて重要な問題である。

この問題について考えるヒントを与えてくれるのが、1924年の第2版に付せられた20頁の「第2版への序文」である。ここで、パウアーは、多民族国家の存在を前提とする政策は歴史によって無視されたが、問題の発生と展開に関する歴史叙述、特に歴史なき民族の目覚めと近代帝国主義の発展傾向とについての叙述は、その正しさが歴史的に確証された、と誇っている。また本書の核心部分が、「運命共同体から成長する性格共同体としての近代民族を把握する試み」にあることを明らかにし、この部分が妥当性を失っていないとし、イギリスとフランスの民族性の違いを例にあげて自説を再提示している。さらにカウツキーの民族＝言語共同体論に触れて、言語共同体そのものを歴史的現象として、言語そのものを歴史的発展の流れにおいて認識すべきだと強調し、「私の民族理論の重点は、民族の定義ではなく、近代的民族を誕生させた統合過程の記述にある。私の民族理論に何らかの功績があるとすれば、それは、初めて、経済的發展から、社会構造と社会の階級構成の変化から、この統合過程を解明したことにある」と述べている<sup>(25)</sup>。1924年のパウアーにとって、本書の核心、あるいは重点は、近代的民族の統合過程という歴史的な部分にあるということである。とすると、民族形成過程を独自の部分として取り上げている3部分説の方が、パウアー自身の言及に照応しているように見える。「民族の統合過程」を「民族形成過程論」、「民族の定義」を「民族本質論」と読み替えれ

(23) 2部分説の代表は丸山敬一であろう。「本書（『民族問題と社会民主主義』—太田）の主たる内容は、『民族とはそもそも何か』という民族本質論を追究した部分と、『民族問題をいかに解決すべきか』という民族政策論を展開した部分とに分かれるが、この2点について私はすでにそれぞれ一編づつを書いている」（丸山 [2003], 139頁）。上条勇は2部分説であるが、「民族本質論」と「民族問題論」と呼んでいる（上条 [2003], 155頁）。

(24) 3部分説の代表は阪東宏であろう。「この著書（『民族問題と社会民主主義』—太田）は、民族の本質論、民族形成過程の研究と記述および社会民主党の民族政策の3部分から構成されている」（阪東 [1985], 50頁）。

(25) Bauer [1924], S. XXVI. 邦訳, 16頁。

ば、「民族政策論」を加えて3部分が揃うからである。そして、この場合、民族形成過程論を最も重視すべきであるということになる。だが、バウアーが「本書の核心部分」である「運命共同体から成長する性格共同体」という歴史的過程を重視した把握を「私の民族の定義」と規定している場合もある。つまりバウアーには、狭義の民族本質論（＝狭義の「民族の定義」）と民族形成論を包括した概念として広義の民族本質論を「民族の定義」というように表現する例もあるのである<sup>(26)</sup>。バウアーにおける「民族の定義」という表現の多義性・曖昧性が理解に混乱を引き起こしているとも言える。

私見によれば、本書は大きく分けて、A. 広義の民族本質論と、B. 民族政策論の二つの部分に分かれ、Aの部分がさらに、A 1. 狭義の民族本質論（＝狭義の「民族の定義」）、A 2. 民族形成過程論に分かれる、と捉えられる。A 1の狭義の民族本質論（＝狭義の「民族の定義」）は、自然共同体、文化共同体、運命共同体、性格共同体などの諸概念が、バウアーにおいてどのような連関をなしているのか、よく議論になる論点に関わるものである。具体的には、第1章、第2章、第3章、第10章などで展開されている内容である。A 2の民族形成過程論は、第I部のその他の部分、第II部、第III部、第VI部において展開されている。Bの民族政策論は、第IV部が軸になるが、第V部、第VII部も民族政策論と呼ぶことができる<sup>(27)</sup>。

本書の内容についてのこのような区分をするに際しては、バウアーにおいては民族の定義と民族形成過程論は截然と分けられるものではない、という事情を考慮する必要がある。それはバウアーが民族というものを静態的にではなく、動態的な相において捉えているからである。バウアーは次のようにいっている。

「かくして、われわれにとって、民族とはもはや固定したものではなくて、生成の過程にあるものであり、その本質において、人類が生活の維持と種の保存のために闘う諸条件によって規定されているのである。そして、民族というものは、人類が食料を働いて得るのではなく、単に自然の中から探し出すという段階、またその生活資料を単なる占有や先占によって得られた持ち主のない財から手に入れているという段階では、いまだ発生せず、人類が必要とする財を労働によって自然から獲得するという段階になってはじめて発生するものであるから、各々の民族の個性は、人々の労働様式によって、彼らが用いる労働手段によって、彼らが意のままにしうる生産力によって、彼らが生産の中で相互に取り結ぶ諸関係によって条件付けられているのである。あらゆる個々の民族の生成を、人類と自然との闘争の産物として理解すること——これこそが主要な課題なのであり、その解決のためにわれわれに役立つのは、カール・マルクスの歴史的な方法なのである」<sup>(28)</sup>。

(26) Bauer [1924], S. XII. 邦訳、6頁。丸山敬一は、バウアーが、本書の「第2版序文」で、「民族の定義に関する部分は決して時代遅れにはなっていないと述べて、自説を繰り返している」と述べている（丸山 [1989], 220頁）。丸山がここで「民族の定義に関する部分」と呼んでいるのは、ここで述べられている「マルクス主義的歴史把握の方法を用いて、運命共同体から成長した性格共同体として近代民族を把握する私の試み」のことであろう。だがこのように「民族の定義」を理解すると、同じ「第2版序文」の「私の民族理論の重点は、民族の定義ではなく、近代的民族を誕生させた統合過程の記述にある」（注25）というバウアー自身の言及を理解できなくなる。

(27) 丸山と阪東は、本書のどの部分が民族本質論に属し、どの部分が民族政策論に属しているかは、明示していない。上条は、「民族本質論」には第I部だけが属し、その他の第II部～第VII部は「民族問題論」に属するものと振り分けられている。

(28) Bauer [1924], S.120f. 邦訳、111頁。

バウアーの自負するところによれば、本書は民族という現象をマルクスの歴史的な方法（＝唯物史観）によって解明するとともに、唯物史観を「発展」させたところに最大のメリットがあるのであって、そこに焦点をあてて評価してほしいということである。民族が言語共同体なのか、文化共同体なのかという狭義の「民族の定義」問題に、議論を集中させてきた先行研究は、焦点をはずしていたと言わねばならない<sup>(29)</sup>。いわゆる「民族の定義」は、民族という現象を、人類の歴史的な発展のなかで捉えようとするバウアーの試み（＝広義の民族本質論）のなかで理解されるべきで、この問題だけを切り離して論ずべきではない。この点ではカウツキーの民族論についても同様に理解すべきであって、『ノイエ・ツァイト』誌で展開された論争においては<sup>(30)</sup>、この狭義の「民族の定義」論が前面に出ているような印象を受けるが、それに足をすくわれて、民族に関する両者の歴史認識の意義と差異を見失うべきではない<sup>(31)</sup>。

狭義の「民族の定義」論（＝狭義の民族本質論）を広義の民族本質論の一環として理解することによって、はじめて第Ⅰ部の、ひいては本書全体の統一的な理解も可能になる。「民族の定義」論をそれ自体で独立したものと考えるなら、第Ⅰ章～第Ⅲ章と、第Ⅹ章とのあいだに、なぜ歴史叙述が挟まっているのかを理解することは困難であろう。歴史的なプロセスのなかに、民族の本質があるという点が、バウアーの民族認識の眼目であり、氏族共同体から社会主義に至る民族の生成・発展（バウアーの場合には、「衰退」がないことに注意）についての叙述を踏まえて、ようやく第Ⅹ章で「民族の概念」について総括することができたのである。第Ⅰ部の残余の諸章はその補論をなすのであり、第Ⅱ部、第Ⅲ部、第Ⅵ部は、第Ⅰ部の当該部分を踏まえた詳論といってよいであろう。このように理解された第Ⅰ部、第Ⅱ部、第Ⅲ部、第Ⅵ部の内容が、バウアー自身が本書の核心部分と呼んでいる「運命共同体から成長する性格共同体としての近代民族を把握する試み」を形成するのである<sup>(32)</sup>。

(29) 丸山敬一は、「バウアーは、何としても、地域の共通性を民族の定義に入れたくはなかった。何となれば、そうすれば、彼の非属地的（属人的）民族自治論がなりたたなくなってしまうからであった。ここでは民族政策論が民族本質論を規定していたのである」（丸山 [1989 a], 193頁）と、民族政策論と（狭義の）民族本質論の直接的対応を認めている。この論点に関し、上条勇が批判し（上条 [1994], 131頁）、丸山が答えることで（丸山 [2003], 164頁）、論争は終息するが、両者ともバウアーにおいて狭義の民族本質論（＝狭義の「民族の定義」論）と民族政策論は直接に照応すると捉えていると思われる。また、上条勇は、「バウアーは、言語ではなく、文化の視点からとらえることによって、民族の根強さを指摘し、民族の融合消滅の将来を否定し、民族の文化的要求をきめ細やかに保障する民族自治の考えにいたった」（上条 [2003], 165頁）と主張し、ここでも狭義の「民族の定義」論が政策構想と直結しているとしている。民族の定義内容の差異を民族政策上の差異と直接に結びつけることは、ソ連における民族政策についてはともかく、バウアーについては失当である。バウアーの「きめ細やか」な「民族自治」構想は、レンナーを単純に継承したものであり、バウアーはその根拠づけを提示していない。なおレンナーは、民族を「言語－文化共同体」と呼んでいる。これは民族を「言語共同体」と規定すべきか「文化共同体」と規定すべきかという論争に政策的な意味を認めないという判断を示すもので、示唆的である。cf. Renner [1918], S. 8. 邦訳, (1), 63頁。

(30) Kautsky [1908], Bauer [1908]. また Kautsky [1917] も参照。

(31) 相田慎一は、「民族の定義」論といういわば周辺の議論を、カウツキーとバウアーのそれぞれにとっての中心的问题と取り違えることによって、両者の民族理論の差異と意義とを捉え損なっている。相田 [2002] 第Ⅰ部を参照。また太田 [2002 b] も参照。

(32) 上条勇の2部分への振り分けに従うと、第Ⅱ部、第Ⅲ部、第Ⅵ部と、第Ⅰ部との内容的な密接な関連を把握できなくなる。第Ⅱ部、第Ⅲ部、第Ⅵ部は、第Ⅹ章末尾の民族に関する疎外論的歴史把握の総括（Bauer [1924], S. 136ff. 邦訳, 122頁以下）を前提として展開されていることを忘れてはならない。

バウアーが挙げる様々な種類の「共同体」のうち、民族を認識するうえでの基軸をなすのは、「運命共同体」という概念であろう。「運命共同体」は、バウアーにおいて「運命の類似性」とは明確に区別されている<sup>(33)</sup>。この場合の「共同体」は共通な属性を持つ人間集団という意味の「共同体」を意味するものではない。バウアーは「運命共同体」を、他のあれこれの「共同体」と同格で、かつそれらと区別された、狭義の「民族の定義」の一つとして掲げているわけではない。民族は、「自然共同体」、「文化共同体」、「交通共同体」、さらには「言語共同体」<sup>(34)</sup>という様々な形の「性格共同体」としてあらわれる。だが、それらの性格共同体は、運命共同体を通じて形成されるのであり、この歴史的プロセスこそが、バウアーにとって重要であったのである。あれこれの「共同体」のうち民族はどれに当てはまるのか、というような詮索ほど、バウアーの議論からかけ離れたものはない。「運命共同体から成長する性格共同体」として民族を捉えることとは、民族形成の歴史プロセスを唯物史観によって説明することに他ならない。第1章～第3章における狭義の「民族の定義」論はその序論であった。

「運命共同体」という概念は、「統覚」という概念と結びつけられ、バウアーにおける、民族という存在の主観的側面、あるいは構成員の意識の重視が示されている。運命とは、認識に先立ち、それに影響を与える、民族構成員にとって「所与の」ものである歴史的状況を意味する。統覚とは、民族的共同体の歴史的状況に条件づけられる意思の方向を意味する<sup>(35)</sup>。バウアーは、ニーチェやカントの概念を換骨奪胎して、自分たちが「共同体」の構成員であることを民族構成員自身が互いに自覚していることの説明に応用している。これはベネディクト・アンダーソンが、「イメージされた共同体 (Imagined Communities)」<sup>(36)</sup>と呼んだ、民族認識に通じるものである。

バウアーによれば、民族は人類史の発展を通じて、さまざまな形態の性格共同体として現われる。自然共同体と文化共同体との区別は時系列的な性格変化を意味するものではなく、民族が、自然的側面から見れば、自然共同体としての姿を表すし、文化的側面から見れば、文化共同体としての姿を見せる、ということの意味するものである。民族は、言語共同体として現われる場合もあれば、そうでないときもある。性格共同体としての民族は、それらの様々な側面から規定されるのであるが、重要なのはやはり歴史的プロセスである。「民族的性格は、歴史の沈殿物以外の何ものでもないので、あらゆる瞬間に、民族が体験するあらゆる新しい出来事とともに変化する。民族的性格は、それが反映している事件そのもののように変わりやすい。世界の出来事の真っ只中におかれて、民族的性格はもはや不変の存在ではなく、絶えざる生成と消滅の中にある」<sup>(37)</sup>のである。

(33) Bauer [1924], S. 113. 邦訳, 106頁。

(34) Bauer [1924], S. XXVI. 邦訳, 15-16頁。

(35) ニムニは、バウアーの「運命共同体」概念に対するニーチェと E.v. ハルトマンの影響、および「統覚」概念に対する、J.F. ヘルバルトと M. アドラーの影響を指摘している。Nimni [2000] を参照。

(36) cf. Anderson, B. [1983].

(37) Bauer [1924], S. 129f. 邦訳, 117頁以下。

### 3. 唯物史観の改変（再構成）

バウアーが民族を歴史的に考察し、各時期の民族のあり方を特徴づけるために最も重視するのは、文化共同体としての民族である。第4章から第9章で、氏族共産主義時代、グルントヘルシャフト時代、商品生産の初期段階、早期資本主義時代、近代資本主義時代、社会主義時代のそれぞれの民族を、文化共同体としてのあり方の違いから叙述していることは、バウアーの文化共同体重視を示している。バウアーは民族の発展段階としては基本的に3段階を考えている。すなわち、民族と文化の即自的な統一の段階である第1段階、民族から文化が奪われている第2段階、民族が文化を奪い返す第3段階である。第1段階は血統共同体であり、それが共通の文化によって結びつけられた段階である（第4章）。第2段階においては、一方に支配者の文化共同体としての支配民族が存在し、他方で文化から疎外された民族の隷属民が存在する（第5章）。社会的生産の発展とともに、民族的文化共同体が拡張し（第6章～第8章）、第3段階では、社会主義において統一した民族は完全に文化を取り戻す（第9章）。「氏族共産主義の社会体制から、生産手段の私的所有と個人的生産とが生じ、それから再び社会的所有に基づく協同組合的生産が発生するように、統一した民族は民族同胞と隷属民とに分裂し、小さな地域的グループへと分散するが、社会的発展の生産につれて、再び互いに接近し、最後には本来の統一した社会主義民族へと上昇していくのである」<sup>(38)</sup>。民族は、統一から分裂をへて再統一に向かい、文化の保持から喪失をへて再獲得に向かう。これが民族という現象を織り込んだ、バウアーによる唯物史観の概要である。この壮大な人類史の再構成のなかで、近代の民族問題の意味が明らかにされる。

この再構成された唯物史観は、一種の疎外論的歴史把握を見せていることに注目すべきである。すなわち、民族の本源的姿としての第1段階、その疎外態として民族支配の第2段階、疎外の克服を意味する社会主義の第3段階、この3段階の歴史把握は、人間の本来の営為である文化の喪失と奪還という、「正→反→合」のトリアーデをなしている。マルクスの唯物論の「無階級社会→階級社会→無階級社会」というトリアーデが、バウアーによって、民族による文化の喪失と奪還という意味を付け加えられて、より強固な論理に組み立てられているのである。バウアーは民族という現象を、「マルクスの歴史認識の方法」によって説明することで、唯物史観を「再構成」（＝改変）したのである。

バウアーの唯物史観は、生産力の発展と人間たちが取り結ぶ関係によって、人類史の発展をつかむ点で、マルクスを継承している。民族のという現象は、この枠組みの中で考察されている。マルクスの唯物史観における「無階級社会→階級社会→無階級社会」という構図が、バウアーの唯物史観においては、「血統共同体としての民族→支配民族と民族の隷属民との対立→統一的社会主義民族」という構図に読み変えられている。この読み変えは、文化共同体としての民族という観点からおこなわれている。被抑圧民族は、出発点では原始的ではあれ文化の享受者であったが、階級社会の成立とともに民族の隷属民の地位におとし込められ、文化から排除され、「歴史なき民族」となる。しかし資本主義の浸透は、「歴史なき民族」のなかにも市民層を生み出し、民族主義運動が発展する。民族主義は

(38) Bauer [1924], S.137. 邦訳, 123頁。



可能なところではネイション・ステイトを形成するが、多民族国家においては民族自治を実現する。民族主義は奪われた文化の奪還運動であり、社会主義民族共同体の基盤を形成するものである。

中世の後期からの資本主義時代全体は、第2段階から第3段階への長い過渡期である。バウアーはこの時期について、第Ⅱ部、第Ⅲ部、第Ⅵ部の各部において詳細に論じている。すなわち、民族国家の形成（第Ⅱ部）、多民族国家における「歴史なき民族」の民族のめざめ（第Ⅲ部）、資本主義時代内部における小段階としての帝国主義段階における民族性原理の転換（第Ⅵ部）である。これらの各部は、広義の民族本質論に属するもので、民族政策論を導く位置にあるが、すでに第Ⅰ部における疎外論的な人類史把握のなかで概観されたものであり、それを詳細に説明するものなのである。とりわけバウアーが強調するのは、この第2段階から第3段階への過渡期において、「すべての民族はそれぞれ一つの国家を形成すべきであり、すべての国家は一つの民族だけからなるべきであるという」内容の「民族性原理」<sup>(39)</sup>が、近代資本主義の発展に沿ったものであるということである。

バウアーは、民族そのものに歴史発展の動力を見いだしている「民族的唯物論」や「民族的唯心論」を批判しているが、民族運動が階級闘争をリードする局面があることも認めている。彼は近代の民主主義および社会主義を、民衆に対する（階級支配および民族支配という）他者支配から民衆の自己支配への転換と考えているが、民衆が他者の権力を打ち倒し、自分の運命を自己に取り戻すとき、階級的他者（＝支配階級）の支配を見抜くよりも、民族的他者（＝支配民族）の支配を見抜くことの方が容易であると指摘している。すなわちバウアーによれば、階級支配も民族支配も、他者支配（Fremdherrschaft）であり、民衆は搾取され抑圧されている。しかし本質的には同質なこの二つの支配を、被支配者である民衆が同質の他者支配であると見抜くことはそれほど容易なことではない。同民族の階級的他者である支配階級の支配の場合には、支配者は公共利益の代表者の仮面をつけ、他者支配という本質を隠蔽することができる。だが、民族的他者の支配である民族支配の場合は、共通の利益の仮面をつけることは難しく、搾取と抑圧はむき出しのものになる<sup>(40)</sup>。この指摘は、被支配階級

(39) Bauer [1924], S. 171f. 邦訳, 154頁以下。バウアーの「民族性原理」は独自に拡張された内容を持っている。本来それは、19世紀の民族主義者の掲げた「1民族1国家」のスローガンであるが、他民族支配を目指す「帝国主義的民族性原理」および一種の世界連邦における「社会主義的民族性原理」を認めることにより、バウアーにおける「民族性原理」はその内容が空疎なものになっている。エンゲルスが「民族性原理」に嘲笑を浴びせたとき、その内容は明確であったが、バウアーは、民族性原理のなかに民族による「文化の奪還」的な内容を組み込もうとして足をすくわれたと言えよう。カウツキーおよびレンナーは、「民族性原理」という用語のこのような拡張はおこなっていない。エンゲルスの「民族性原理」に対する嘲笑については、太田 [2002c] を参照。なお、上条勇は、「バウアーのすぐれた点は、資本主義と近代国家における民族問題の発生メカニズムを、『民族性原理』『歴史なき民族の目覚め』という概念装置を使って理論的に明らかにしたことである」（上条 [2003], 174頁）としているが、『民族性原理』の内容が規定されていないので、そのような「概念装置」で、バウアーが民族問題の発生メカニズムを、いかに理論的に明らかにしたのか、上条は「理論的に明らかにする」ことができない。研究対象自体の曖昧さに追随しては、研究対象を「理論的に明らかにする」ことができない例である。

(40) 「小市民、農民、労働者は、あらゆる国において、民族国家においても、他者支配（Fremdherrschaft）のもとにあり、領主、資本家、官僚によって搾取され抑圧されている。だが、この場合の他者支配（Fremdherrschaft）は隠蔽されており、見てすぐ分かるというのではなく、頭で理解しなくてはならない。それに反して、民族的他者の支配（Die nationale Fremdherrschaft）は、直感的であり、直接目に見えるものである。労働者が役所に来たり、法廷に立つ時、役人や裁判官を通じて自分を支配しているのが他者の権力（eine fremde Macht）であるということが彼には分からない。なぜなら、役人も裁判官も、民族の機関のように振舞うからである。しかし、役人や裁判官が他の民族に

と被抑圧民族の二つの運動には、他者支配の廃棄という点で共通するものがあり、民族運動が階級的な運動に先行する場合のあることを認めるものである。

パウアーの民族運動に対する評価はこの点で、マルクスやエンゲルスの民族運動に関する態度から大きく隔たるものであり、「歴史なき民族」に対する侮蔑と嘲笑という彼らの態度を批判したカウツキーの議論<sup>(41)</sup>を発展させたものであり、パウアー自身、「歴史なき民族の目覚め」を論じた部分を自己のオリジナルな業績として誇ったのである<sup>(42)</sup>。

パウアーによる民族性原理と民族運動に対する高い評価は、マルクス主義思想史において、際だったものである。パウアーは、本書で帝国主義の本質を民族的抑圧と結びつけて論じたが、レーニンは、1916年の論文にいたって、はじめてパウアーによるこの指摘の重要性を認めることができたのである<sup>(43)</sup>。パウアーは、「民族性原理」が、労働者階級のイデオロギーとなり、民族主義の原理が資本主義の膨張政策に反対する手段となる、労働者階級はネイション・ステイトの思想を自己のものとする主張している<sup>(44)</sup>。これは、コミンテルン期のレーニンのスローガン「万国のプロレタリアと被抑圧民族、団結せよ！」を先取りするものであった<sup>(45)</sup>。また、民族問題を軸としたパウアーの歴史把

所属し、異語を話す場合には、民衆が他者の権力 (fremde Mächte) に従属させられているという事実は、覆いがたく目に見えるものとなり、それゆえ、耐えがたいものとなる。農民の息子は、民族国家の軍隊においても、他者権力 (einer fremden Macht) の道具として奉仕している。だがこれらの他者勢力 (fremde Macht)、すなわち支配階級は、自分たちの目的のために軍隊を使っているにもかかわらず、この事実を隠蔽し、軍隊は全民族の権力手段であると民衆に信じ込ませる術を心得ている。これに反し、将校が異民族の (einer fremden Nation) メンバーであり、号令が異語で響き渡り、それに従わなければならない時には、農民の息子も直ちに自分たちが他者勢力 (einer fremden Macht) に服従しているのだということを自覚する。民族的に均一な社会においては、資本家も封建領主も、生産と分配をつかさどるという任務を付託された民族の機関として、利益代表者として現われる。しかし彼らが他の民族の (einer fremden Nation) メンバーである時には、賦役の義務のある農民や賃金労働者は、自分たちが他者に (eines Fremden) 奉仕し、他者の (fremden Mannes) 利益のために働かなければならないのだということを直ちに自覚する。そうでなければ頭で理解しなければならぬすべての搾取や抑圧を直感的に目に見えるものにし、それによって耐えがたいものにするのが異民族支配 (Fremdherrschaft) の大きな意味である」(Bauer [1924], S. 175f. 邦訳, 157頁)。引用文中、強調されている「他者」は、邦訳では、「異民族」と訳されている。そのため、階級的他者支配と民族的他者支配の同質性を前提に、民衆にとって、民族的他者支配の場合の方が、他者支配としての本質を見抜くことが容易であるという、パウアーの主張を捉えにくいものにし、この段落の趣旨を理解するのを困難にしている。

(41) たとえば、南アフリカにおける英国支配に関連した、カウツキーの次の発言を参照。「民族的思考は、後進的な民族が他のより発展した民族の主権からの解放によって自己の独立を熱望する場合であっても、進歩の強力な要素を構成する」(Kautsky [1900], S. 587)。

(42) Bauer [1924], S. XXVI. 邦訳, 16頁。パウアーによる「歴史なき民族の目覚め」のプロセスの説明は、レンナーも高く評価している。Renner [1918], S. 23. 邦訳, (1), 76頁。ロスドルスキーは、パウアーのこの説明を、「『歴史なき民族』の再生のプロセスの輝かしい分析はカウツキーを受け継ぎ、発展させている」と評している。cf. Rosdolsky [1979], S. 201.

(43) 「自決に関する討論の総括」という論考で、レーニンは次のようにパウアーを賞賛している。「(オットー・パウアー) もまた、『文化的民族自治』という独自の『着想』をもっているが、しかし幾多の最も重要な問題について非常にただしく論じている。たとえばその著書『民族問題と社会民主主義』の第29章では、かれは民族的イデオロギーによって帝国主義政策がおおいかくされていることを、きわめて正確に指摘している。第30章『社会主義と民族性原理』で、彼が次のように言っていることは、まったく正しい」Ленин [1916], стр. 21–22. 邦訳, 377頁)。このあと、パウアー『民族問題と社会民主主義』からの引用 (Bauer [1924], S. 512. 邦訳, 429頁) がなされている。

(44) Bauer [1924], S. 524. 邦訳, 439頁以下。

(45) レーニンの「転換」については、太田 [1997], 210–216頁を参照。

握は、民族闘争の意義を「唯物史観」の全面的な読み変えによって確認しようとしたサミール・アミンの試み<sup>(46)</sup>にも通ずるものであり、資本主義の「先進地域」と「後進地域」の対立の根源を、両地域間の交易における不等交換に見だし、そのメカニズムを『資本論』の生産価格体系論を援用して説明しようとするバウアーの議論<sup>(47)</sup>には、エマニュエルの不等交換論<sup>(48)</sup>にも通じるものがある。このようにバウアーの理論のなかには、今日の第三世界マルクス主義につながる内容が見いだされるのである。

バウアーの民族問題認識の最も重要な特徴は、民族の将来像である。マルクスやエンゲルスは民族の和合を展望したにとどまったが、カウツキーはさらに進めて世界語と世界文化の形成による「民族の融合」を展望した<sup>(49)</sup>。レーニンも民族文化に代わって民族を越えた文化が出現すると考えていた点で融合論の枠内にあったといえよう<sup>(50)</sup>。属人的な民族自治の創唱者であるカール・レンナーも、世界文化形成への歴史的傾向を強調し、将来における諸民族の同質化を展望している<sup>(51)</sup>。バウアーは、社会主義のもとでの民族文化の一層の発展と諸民族の個性化を展望している。文化は必ず民族的なものであり、民族の歴史を文化の喪失と奪還のプロセスと捉えるバウアーの唯物史観においては、民族を否定することは、文化を否定することであるがゆえに認められなかったのである。バウアーにおいては、民族はつねに文化共同体であり、文化は民族共同体以外には属することがなかったのである。文化についての硬直した把握が、世界文化の生成を否定し、民族の存続を永遠化してしまうことになった<sup>(52)</sup>。

しかしこのようなバウアーの民族重視の観点は、バウアーを民族主義に近づけるものではなかった。本書においては、民族主義は一貫して批判されていて、民族運動の暴発を抑止するという、オー

(46) cf. Amin, S. [1979].

(47) 「資本主義の異なった発展段階にあるが、商品を互いに交換している二つの地域の対立を、経済的に把握しようと思うならば、マルクスの価格理論が鍵を与えてくれる。……マルクスの教えるところによれば、利潤率均等化の傾向により——両方の国のそれぞれの労働者は自分の資本家のために剰余価値を生産するのではなく、両方の労働者がつくりだす剰余価値は両国の資本家の間で分割される。それは、両国のそれぞれで行われた労働の量に応じてではなく、両国のそれぞれで活動する資本の量に応じて分割されるのである。より発展した国では、より大きな資本が同量の労働に充当されるので、より発展した国では、その国で行われた労働量に対応するよりも大きな剰余価値を引き出す。……より発展した国の資本家は自分の労働者からだけでなく、発展の遅れた国で生み出されている剰余価値の一部をも常に獲得している。」(Bauer [1924], S.246f. 邦訳, 211頁)

(48) cf. Emmanuel [1969]. エマニュエルの議論は、第三世界の立場から南北問題を解明しようとするものであるが、経済学的には誤謬を含む。Emmanuel et al. [1975] をも参照。

(49) 「世界語が全世界の大衆の言語になるとともに、真の世界市民層が登場し、諸民族間の最後の境界線もなくなり、民族間対立の軍事的決着だけでなく、この民族間対立の最後の痕跡もまた消滅するだろう。」(Kautsky [1916], S.53)

(50) 1913年にレーニンは、「民族問題についての論評」において、ユダヤ人ブントの「民族文化」重視の観点を、次のように批判している。「インターナショナルなマルクス主義団体内で、ロシア人、リトワニア人、ウクライナ人、その他の民族の労働者と融合して、労働運動のインターナショナルな文化の想像に貢献するユダヤ人マルクス主義者、このようなユダヤ人は、——ブントの分離主義に抗して——「民族文化」のスローガンとたたかいつつながら、ユダヤ人のもっともすぐれた伝統をうけついでるのである」(Ленин [1913], стр.123. 邦訳, 11頁)

(51) Renner [1964], S.49-51. 邦訳, (2), 76-77頁。

(52) バウアーの歴史認識における文化の把握の狭さについては、さらに階級社会、特に封建社会における民衆文化の否定という点を指摘しよう。

ストロ・マルクス主義の基本的スタンスは守られている。第13章、第19章、第20章、第24章、そして、第Ⅳ部と第Ⅴ部の諸章においては、労働者階級の任務が強調され、マルクスの「無階級社会→階級社会→無階級社会」のトリアーデを完成させるプロレタリアートの人類史における位置が確認されている。しかし、労働者階級の任務の強調と、民族の目覚めの意義の強調とは必ずしも理論的整合性をもって結合されているわけではない。人類史における労働者階級の特権的位置の強調というマルクス主義の伝統が、民族の目覚めのプロセスの発見というパワーのオリジナリティを、外側から抑えつけていると見てよいであろう。そして、外枠としてのプロレタリアートの役割の強調は、民族本質論と民族政策論の関係を考えるうえで重要な意味を持つてくる。

#### 4. 民族政策論の問題点

先に見たように、ハプスブルク帝国末期のオーストリア社会民主党の民族理論は、属人的民族自治論を含むがゆえに、近年注目を浴びている。そしてパワーの本書は、レンナーとともに属人的民族自治論を展開した基本文献とみなされている。特に、非ドイツ語圏では、レンナーではなく、パワーが属人的民族自治論の代表者とみなされることが多いので、本書の民族政策の内容とその根拠づけを慎重に検討しなければならない。

民族政策の内容は、第21章、第22章、第24章において、かなり詳しく説明されている。

まず、第21章で、パワーは、「ブリュン民族綱領」における属地原理に基づく地域区分を念頭において、「地域原理（属地原理）に基づいた民族自治が民族的勢力範囲を区分するための一つの手段、つまり民族的権力闘争を調停するための一つの手段であることは疑問の余地がない」<sup>(53)</sup>と述べたうえで、属地原理による地域区分の問題点を次のように指摘する。「純粋な地域原理（属地原理）」は、民族的な少数者を多数者の手に引き渡すものであり、「地域原理は民族的平和を危険にさらす。なぜなら、この地域原理を純粋に実施すること、すなわちすべての民族が異なった言語領域の内部にいる自民族の少数者の保護を完全に放棄することは、まったく不可能なことだからである。……このような理由から、地域原理が労働者階級の要求としては不十分になる可能性を孕んでいる」<sup>(54)</sup>。したがって属人原理に基づく民族的少数者保護の政策が必要となるというのである。

第22章では、属人原理による政策が展開される。この章は、現代の論者が最も注目する部分である。その政策は、自由な意思に基づく民族性宣言に基づき、民族台帳を作成し、この民族台帳を基礎にして、属地原理ではなく、属人原理に基づいて、民族団体を構成する。その民族団体は自民族の利益を擁護するために、民族的自治行政をおこなう。その内容は、自民族の文化的必要に応えること、自民族のために学校、図書館、美術館、教育施設を建設すること、官庁語と司法語に習熟していない民族同胞を援助すること、そのような活動のために必要な資金を民族同胞から課税によって徴収することである。民族団体は宗教団体のように国家権力の外部に存在するものではない。民族団体は自治

---

(53) Bauer [1924], S.325. 邦訳, 271頁。

(54) Bauer [1924], S.338f. 邦訳, 282頁以下。

行政を行うが、公的行政はこの自治行政に依拠しなければならない。国家権力が諸民族の権力に支持されると同時に、諸民族の権利もまた国家権力に支持されるものとなる。行政は、民族とは無関係の問題を処理するための行政団体と、民族に関する問題を処理する民族団体とでおこなわれる。民族的な二重構造の地域では民族団体は二つになる。独立した民族行政をおこなえるほどの人数を持たない場合には、民族的少数者は民族的コンクレンツを形成して、学校建設などをおこなう。

このように属人原理による民族団体の構成という政策は、具体的かつ詳細なものであるが、この内容はバウアーが構想したものではなく、レンナーが、1899年にシノプティクスの偽名で『国家と民族』においてそのアイデアを示し、さらに1902年にルドルフ・シュプリンガーの偽名で『国家をめぐるオーストリアの諸民族の闘争』において詳しく展開したもの<sup>(55)</sup>を紹介したものにすぎない。バウアーはレンナーの案に対して、次のように全面的支持を表明している。「シュプリンガーによって構想されたこの制度が、諸民族の権力闘争を初めて完全に終わりにするだろう。というのは、この制度が民族的少数者に自分たちの問題を自律的に解決する法的力を与えるからである。民族紛争が階級の前進を妨害するような事態は、もはや存在しなくなるだろう」<sup>(56)</sup>。

第24章でバウアーは、オーストリアにおける現行の行政区分の非合理性を細かく指摘しているが、ここでも基本的にレンナーの議論に依拠している。このように、政策論は具体的かつ詳細なのであるが、それはことごとくレンナーに依拠しているのである。もしオーストリア社会民主党の属人的民族自治論を、「レンナーとバウアーの構想」と言うことが可能だとすれば、レンナーの構想をバウアーが広めたという限りで言うにすぎない。バウアーのオリジナリティといえ、民族自治について、レンナーが属人原理一本で考えているのに対して、バウアーが属地主義を主要原理、属人主義を補完原理とする二本立てを考えている点をあげることができる<sup>(57)</sup>。だが、属人的民族自治の内容に関

(55) cf. Renner [1899] und Renner [1902].

(56) Bauer [1924], S.361. 邦訳, 301頁。

(57) 上条勇は、バウアーは「属地主義の原則を補完するものとして属人主義原則を提起する」(上条 [1994], 166頁)としている。確かに、バウアー自身の提起する「民族綱領」においては、Ⅲ-2およびⅢ-3では、属地原理に基づく地域区分がなされ、それを補完するものとしてⅢ-4で、属人原理に基づいて民族団体を組織するとしている(Bauer [1924], S.532f. 邦訳, 447頁)。これをみれば、民族自治の主要原理が属地主義で、補完原理が属人主義であるという解釈も妥当なものと思われる。だが、バウアーは、「民族台帳をもつときに初めて、民族自治の基礎が創出される」(Bauer [1924], S.356. 邦訳, 297頁)とも言っている。民族台帳は、属地原理の妥当しないところだけで作成されるものではない。そもそも、レンナーによる民族台帳に基づく民族団体の設立という民族自治論の構想は、国家は地域団体であり、民族は人的団体であるという基礎的認識のうえに成り立っているのであるから、根本は属人原理に基づくものと言える。レンナーの二元的連邦(zweidimensionale Föderation)においては、民族行政は属人原理でおこない、その他の一般行政は属地原理でおこなうと区別されているが、バウアーの場合には、属地原理が民族自治の主要原理であるという主張と、民族台帳が民族自治の基礎であるという認識の間の整合的説明が欠けている。バウアーは民族行政を属人原理でおこなう場合と属地原理でおこなう場合の二つの場合を考えることで、「ブリュン民族綱領」の立場とレンナーの立場との折衷的立場に立っているといえよう。

また、上条は、「民族自治論については、バウアー自身が指摘しているように、レンナーを継承したものであり、基本的にはバウアーの独創によるものではない」(上条 [2003], 174頁)と述べているが、その直前では、「レンナーは、オーストリアにおける多民族の混在・混住状況を考慮して、地域にもとづかない、属人主義的民族自治(いわゆる文化的民族自治)を唱えた」(上条 [2003], 173頁)と指摘している。属人原理一本のレンナーの民族自治論と、属地原理と属人原理の二本立てのバウアーとは、その意味合いはかなり違う。上条は、スターリンや相田愼一を批判して、バウアーにおける「属地主義」的な「地域自治」論の意義を強調しているのであるから(上条 [1994], 134

しては、バウアー独自の貢献は乏しいのである。

政策論について言うと、属地原理を主要原理にすることは、民族紛争の激化をもたらすというのが、レンナーの理解であるが、バウアーにはその危惧はない。そのようなバウアーにおいて、属人的民族自治論がいかに関切げられているのかを検討すると、この問題についてのバウアーの貢献の乏しさは一層明らかになる。バウアーは属人的民族自治論の正当性を、国家についての中央集権的・原子論的な理解に対立する有機的理解の立場から提起するのであるが、その有機的理解の内容はレンナーの所説の要約にすぎない。レンナーの有機的国家理解の基礎には、人間集団の解決の場という法の理解、そこにおける権利の担い手としての法人格の理解、歴史を貫く存在という国家の理解等、マルクス主義の正統的立場とは明らかに異質な法理解・国家理解が存在する<sup>(58)</sup>。しかし、バウアーはその分野には踏み込まない。マルクスの唯物史観という大枠を前提にし、その中で民族の生成・発展を理解しようとするバウアーにとっては、属人的民族自治論の基礎にあるレンナーの法理解、国家理解に与することはできなかった。しかし、その政策を取り入れているがゆえにそれを批判することもできなかったということであろう。バウアーは、属人的民族自治という政策を理論的に根拠づけることができなかったのである。

## 5. 小 括

ここで、国家の論理、階級の論理、民族の論理の交錯という観点から問題を整理してみよう。マルクスとエンゲルスの立場は、階級の論理に立脚して、将来的な国家死滅と民族の融合をを展望するものであった。彼らにとっては、現存国家は支配階級の道具であり、革命後の国家はプロレタリアートの（暫定的な）道具であるにすぎない。マルクスやエンゲルスにおいては民族は独自の意味をもたない。国家や民族の論理の強調は彼らの立場とは対立するものであった。対極的なのは民族主義者の立場である。彼らは民族の論理によって国家の論理を制約する。多民族国家の被抑圧民族は既存国家の解体と、自前の国家の建設を志向する。彼らにとっては、国家は民族の道具としての価値をもつに過ぎない。民族主義のなかに、階級の論理の占める場所はない。マルクスやエンゲルスと民族主義者は、それぞれの立脚点から国家に対する態度を決めればよいのであって、論理的な矛盾を抱え込むことはない。

マルクス主義者が民族の論理を認めると、難問が生ずる。カウツキー以後のマルクス主義内部の民族をめぐる論争はそれを示している。レンナーの属人的民族自治論を内容とする政策論の基礎には、マルクス主義的な国家理解とは異質な、人類にとっては国家が必要不可欠だという認識がある。民族主義の暴発は、国家という人間生活に不可欠な枠を解体してしまうものであり、それを防止するため

---

頁)、レンナーとバウアーのこの違いの背後には、いかなる民族理解・国家理解の差異があるのか明らかにすべきであった。

(58) レンナーの法理解・国家理解には、ケルゼンの中立国家論に通じるものがある。また国家の存在を前提に社会改革を展望する姿勢には、ラサールの影響も見てとれる。ケルゼンとレンナーの親和性については森 [1995]、ラサールとレンナーの関係については、須藤 [1995] を参照。

に、必要なものが属人的民族自治論である。いわば国家の論理によって、民族の論理を制約するものと言えよう。レンナーの場合、属人的民族自治論は、民族によって国家が解体され、ホップズの自然状態に陥ることを防止する役割を担っている。民族主義の抑止によって、まず国家の存在を確保し、そのうえで国家という場における階級闘争を保障するという関係にある。

バウアーの場合、「歴史なき民族の目覚め」を含む民族本質論の展開（＝バウアーによる「唯物史観の改変」）は、民族の論理の内実を、マルクス主義思想史のなかで初めて明らかにした功績をもつものであるが、この改変された唯物史観は、マルクスの唯物史観に全面的に取ってかわるものではない。大枠としてのマルクスの唯物史観は前提され、その中での改変であった。いってみれば民族の論理は階級の論理の枠内に収められているのである。レンナーにおいては、政策論において民族の論理に外枠がはめられているのに対し、バウアーにおいては、理論（広義の民族本質論）において、民族の論理に外枠がはめられているのである。外枠は、レンナーにおいては国家の論理であり、バウアーにおいては階級の論理（＝マルクスの唯物史観）である<sup>(59)</sup>。バウアーにおいては、政策論のなかで民族の論理を制約する論理は存在しない。ただ混在・混住という状況から多民族国家の現実を追認するのみである。バウアーにおける属地原理を主要原理とする民族自治論の主張は、中央集権的－原子論的国家理解に対するレンナーの批判の不消化と見ることもできる。

バウアーにおける根拠づけなき属人的民族自治論は、状況が多民族国家の解体、ネイション・ステイトの独立という方向に動くとき、容易にそれに追従するものになりがちである。バウアーは、すでに1909年のバルカン危機に際して、ハプスブルク帝国の解体を予感したと言われるが、1907年の本書において、民族性原理に基づくネイション・ステイトの問題性を踏まえた論理を展開していたのではなかったことも、この素早い転換と照応するものである。多民族国家とネイション・ステイトとを国家のあり方の優劣として比較する視点がないので<sup>(60)</sup>、民族革命を利用しての既存権力の打倒というポリシェヴィキ路線に接近するのは容易であった<sup>(61)</sup>。

(59) バウアーにおいては、マルクス的な階級の論理が不可侵なものとなっているのは、民族の論理が階級の論理を浸食することはあり得ないという確信と結びついている。このような確信は、次のような発言にも見てとれる。「労働組合闘争におけると同様に、政治闘争でも、すべての労働者階級は、必然的に一致する。また彼らは、……国家の内部で共存するすべての民族の労働者階級の利益が一致しているのに、他方ですべての民族の所有者の階級の利益は対立しているという事実を冷静に考慮して行動している。生産過程における労働者の立場が国際的な労働運動を必要としているように、階級国家における労働者の位置が国際的な政治的階級闘争を要求しているのである」（Bauer [1924], S.312. 邦訳、260頁）。すべての民族の労働者階級の利益の一致というこの確信は、当時のオーストリアの労働運動の現実から乖離したものであった。この点については、小沢 [1987] を参照。

(60) レンナーにおいても、ネイション・ステイトに対する多民族国家の優位という論点は、初期の Renner [1899] においては、それほど強くはない。

(61) バウアーの多民族国家解体容認論には、分離独立運動を帝政の打倒に利用しようとするレーニンの判断はない。上条は「バウアーがこの論文（『国際的な諸前提』、1918年－太田）でレーニンとルクセンブルクに学びつつ、民族自決権に関する深い認識に達していた」（上条 [1994], 192頁）と述べている。このような解釈は、少なくともレーニンとバウアーとの関係に関しては失当である。上条におけるレーニン理解の誤りについては、太田 [1995]、および太田 [1998] を参照。レーニンの民族自決承認論が、民族運動を利用しようとする主体的な論理であることについては、太田 [1997] および太田 [1998] を参照。バウアーの民族自決権論にはこのような「主体性」はない。レーニンの民族自決承認論の含意についての日本での論争は急速に終息しつつある。丸山 [1989a] から丸山 [2003] に至る丸山敬一の認識の深化は示唆的である。なお太田 [1991] をも参照。

『民族問題と社会民主主義』における最大の功績は、「歴史なき民族のめざめ」を含む民族の生成と発展の論理の解明にある。ここではバウアーによる唯物史観の改変（再構成）と呼ぶべき内容が展開されている。この民族の発展の論理は狭義の民族本質論（＝狭義の「民族の定義」論）とともに広義の民族本質論をなしている。狭義の「民族の定義」論だけを独立したものとして理解して、その内容の詮索を重視した従来の研究は見直されるべきである。バウアーは、民族の発展の論理を唯物史観に組み入れたが、階級闘争を軸にするマルクス的な唯物史観との整合には必ずしも成功しなかった。階級闘争の論理が、外枠として民族の発展の論理を制約するにとどまっているため、現実の階級関係と民族関係の複雑な絡み合いを解明するには至らなかった。これは階級闘争を軸として歴史を理解するマルクス主義の限界にかかわる問題で、バウアーは民族発展の論理を取りだすのに成功したことで、この点でのマルクス主義の限界・難点を誰よりも明らかにしているといえよう。マルクス主義民族論史上におけるバウアーの意義はこの点にある。

バウアーの提起した民族政策は、レンナーの提案にかかる属人的民族自治政策を含むものであるが、ブリュン綱領の属地的民族自治政策を含む折衷的なものであった。属人的民族自治政策の根拠づけもレンナーのそれを踏襲したものであり、バウアーに独自のものは見あたらない。バウアーの折衷的立場は、レンナーの政策論の根底にある法理解・国家理解に対する無視に対応している。このことは、バウアーが大戦期に属人的民族自治政策をいち早く放棄したことの理論的背景をなしている。属人的民族自治政策の理論的な根拠づけを、バウアーのなかに求めることはできない。オーストリア民族理論についてはより幅広い視野のなかでこれを再考する必要がある<sup>(62)</sup>。

#### 《参考文献》

- Amin, S. [1979], *Class et Nation dans l'histoire et la crise contemporaine*, Éditions de Minuit. 山崎カヲル訳『階級と民族』新評論, 1983.
- Anderson, B. [1983], *Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*, Verso & NLB, London. 白石隆・白石さや訳『想像の共同体：ナショナリズムの起源と流行』リプロポート, 1987.
- 相田慎一 [1993], 『カウツキー研究——民族と分権——』昭和堂.
- 相田慎一 [2002], 『言語としての民族——カウツキーと民族問題——』御茶の水書房.
- 阪東宏 [1985], 『歴史の方法と民族』青木書店.
- Bauer, O. [1907], *Die Nationalitätenfrage und die Sozialdemokratie*. (Marx-Studien; Bd. 2), Brand.
- Bauer, O. [1908], Bemerkungen zur Nationalitätenfrage, *Neue Zeit*, Jg. 26, Bd. 1. 丸山敬一訳, 民族問題評注, 『中京法学』34 (3・4), 2000.
- Бауер, О. [1909], *Национальный вопрос и социал-демократия*, Серп.
- Bauer, O. [1924], *Die Nationalitätenfrage und die Sozialdemokratie*, 2. Aufl., Wiener Volksbuchhandlung.
- Bauer, O. [1979a], *Sobre la qüestió nacional*, La Magrana.
- Bauer, O. [1979b], *La cuestión de las nacionalidades y la socialdemocracia*, Siglo Veintiuno Editores.
- Bauer, O. [1987], *La question des nationalités et la socialdémocratie*, Arcantère Édition.
- Bauer, O. [1999], *La questione nazionale*, Editori Riuniti.

(62) かねてから筆者は、日本のマルクス主義研究の視野の狭さの背景に、「左派偏重」と「活学活用主義」という歪んだ姿勢があることを指摘してきた (cf. 太田 [1992])。ヨーロッパの1980年代における「第三の道」としてのバウアー評価の隆盛と衰退にも、日本と同様な背景が感じられる。



- Bauer, O. [2000], *The Question of Nationalities and Social Democracy*, University of Minnesota Press.
- パウアー, O. [2001], 『民族問題と社会民主主義』, 丸山敬一・倉田稔・相田慎一・上条勇・太田仁樹訳, 御茶の水書房.
- Braunthal, J. [1961], Ein Lebensbild Otto Bauers, in *Otto Bauer : eine Auswahl aus seinem Lebenswerk*, Wiener Volksbuchhandlung.  
上条勇訳『社会主義への第三の道：オットー・パウアーとオーストロ・マルクス主義』梓出版社, 1990.
- Emmanuel, A. [1969], *L'échange inégal : essai sur les antagonismes dans les rapports économiques internationaux*, pref. et "Remarques théoriques" de Charles Bettelheim, Maspero.
- Emmanuel, A. et al. [1975], *Un débat sur l'échange inégal : salaires, sous-développement, impérialisme*, traduit de l'italien par M. C. Paoletti et A. Benaneti, Maspero.
- Hantsch, H. [1953], *Die Nationalitätenfrage im alten Oesterreich : das Problem der konstruktiven Reichsgestaltung*, Verlag Herold.
- 石山文彦 [2000-02], 多文化主義理論の法哲学的意義に関する一考察：ウィル・キムリッカを中心として(1)–(6), 『国家学会雑誌』113(1・2), (7・8), (11・12), 114(3・4), (9・10), 115(9・10).
- 上条勇 [1984], O. パウアー『民族問題と社会民主党』の理論構成について, 『金沢大学経済論集』第21号.
- 上条勇 [1994], 『民族と民族問題の社会思想史——オットー・パウアー民族理論の再評価——』梓出版社.
- 上条勇 [2003], オットー・パウアーと民族問題——O. パウアー『民族問題と社会民主党』に関する一研究, 『金沢大学学部経済論集』第23号第2号.
- Kann, R. A. [1964a], *Das Reich und die Völker*, 2. erweit. Aufl., Herman Boehlaus Nachf.
- Kann, R. A. [1964b], *Ideen und Plane zur Reichsreform*, 2. erweit. Aufl., Herman Boehlaus Nachf.
- Kautsky, K. [1898], Der Kampf der Nationalitäten und Staatsrecht in Oesterreich, *Neue Zeit*, Jg. 16, Bd. 1.
- Kautsky, K. [1900], Militarismus und Sozialismus in England, *Neue Zeit*, Jg. 18. Bd. 1.
- Kautsky, K. [1908], Nationalität und Internationalität, Ergänzungshefte zur *Neue Zeit*, Jg. 26, Bd. 1, Nr. 1. 丸山敬一訳 民族性と国際性, 『中京法学』34(1・2), 1999.
- Kautsky, K. [1916], *Die Vereinigten Staaten Mitteleuropas*, Stuttgart.
- Kautsky, K. [1917], *Die Befreiung der Nationen*, Stuttgart. 丸山敬一訳, 民族の解放, 『中京法学』35(3・4), 2001.
- Kymlicka, W. [1995], *Multicultural Citizenship : A Liberal Theory of Minority Rights*, OUP. 角田猛定・ほか訳『多文化時代の市民権：マイノリティの権利と自由主義』晃洋書房.
- Ленин, В. И. [1913], Критические заметки по национальному вопросу, Институт Марксизма–Ленинизма при ЦК КПСС (ред.), *В. И. Ленин полное собрание сочинений*, Изд. 5, т. 24, Москва, 1969. レーニン全集刊行委員会訳『レーニン全集』大月書店, 第20巻, 1957.
- Ленин, В. И. [1916], Итоги дискуссии о самоопределении, Институт Марксизма–Ленинизма при ЦК КПСС (ред.), *В. И. Ленин полное собрание сочинений*, Изд. 5, т. 30, Москва, 1969. レーニン全集刊行委員会訳『レーニン全集』大月書店, 第22巻, 1957.
- 丸山敬一 [1989a], 『マルクス主義と民族自決権』信山社.
- 丸山敬一 [1989b], 自決か自治か——比較民族理論への一試論, 『社会思想史研究』13.
- 丸山敬一 [2003], 『民族自決権の意義と限界』有信堂.
- Merker, N. [1999], Introduzione, in *La questione nazionale di Otto Bauer*, Editori Riuniti.
- Mommsen, H. [1963], *Die Sozialdemokratie und die Nationalitätenfrage im habsburgischen Vielvölkerstaat I : Das Ringen um die supranationale Integration der zisleithanischen Arbeiterbewegung (1867–1907)*, Europa-Verlag.
- Mommsen, H. [1971], *Nationalitätenfrage und Arbeiterbewegung*, Karl-Marx-Haus.
- Mommsen, H. [1979], *Arbeiterbewegung und nationale Frage*, Vandenhoeck und Ruprecht.
- 森元孝 [1995], 『アルフレート・シュッツのウィーン』新評論.
- 村瀬興雄 [1962], 『ヒトラー：ナチズムの誕生』誠堂新光社.
- Nimni, E. [1999], Nationalist Multiculturalism in Late Imperial Austria as a Critique of Contemporary Liberalism : The Case of Bauer and Renner, *Journal of Political Ideologies*, 4 (3).
- Nimni, E. [2000], Introduction for the English-Reading Audience, in *The Question of Nationalities and Social Democracy* by Otto Bauer, University of Minnesota Press.
- 太田仁樹 [1991], マルクス主義理論史研究の課題(Ⅱ)：松岡・丸山・田中氏の近著によせて, 『岡山大学経済学会雑誌』第23巻第2号.
- 太田仁樹 [1992], マルクス主義理論史研究の課題(Ⅳ)：松岡・丸山・田中氏の近著によせて, 『岡山大学経済学会雑誌』第24巻第1号, 1992年6月.

- 太田仁樹 [1995], マルクス主義理論史研究の課題(Ⅷ) : 上条勇氏の近著によせて、『岡山大学経済学会雑誌』第27巻第4号.
- 太田仁樹 [1997], レーニン, 丸山敬一編著『民族問題: 近代のアボリア』第5章, ナカニシヤ出版.
- 太田仁樹 [1998], 世界システムと民族問題: レーニンの「民族自決権承認」論, 平井俊彦編著『再構築する近代: その矛盾と運動』第5章, 全国日本学会.
- 太田仁樹 [2002a], オットー・バウアー『民族問題と社会民主主義』の諸翻訳をめぐって、『岡山大学経済学会雑誌』第34巻第1号.
- 太田仁樹 [2002b], マルクス主義理論史研究の課題(XⅡ) : 相田慎一著『言語としての民族: カウツキーと民族問題』によせて、『岡山大学経済学会雑誌』第34巻第3号.
- 太田仁樹 [2002c], オーストロ・マルクス主義における歴史・文化・民族: 「歴史なき民族」をめぐって、『社会思想史研究』第25号, 藤原書店.
- 小沢弘明 [1987], オーストリア社会民主党における民族問題: 「小インターナショナル」の解体と労働組合, 『歴史学研究』572.
- Plasseraud, Y. [1998], *Les minorités*. Montchrestien.
- Plasseraud, Y. [2000], L'histoire oubliée de l'autonomie culturelle, *Le Monde diplomatique*, no. 554.
- Rosdolsky, R. [1979], *Zur nationalen Frage: Friedrich Engels und das Problem der "geschichtslosen" Völker*, Olle und Wolter.
- 須藤博忠 [1995], 『オーストリアの歴史と社会民主主義』信山社.
- Renner, K. [1899] (Pseudonym: Synopticus), *Staat und Nation. Zur österreichischen Nationalitätenfrage. Staatsrechtliche Untersuchung über die möglichen Principien einer Lösung und die juristischen Voraussetzungen eines Nationalitätengesetzes. Mit einer Literaturübersicht*. Wien: Josef Dietl. 太田仁樹訳, 国家と民族(上), (下), 『岡山大学経済学会雑誌』32(2)–(3), 2000.
- Renner, K. [1902] (Pseudonym: Rudolf Springer), *Der Kampf der österreichischen Nationen um den Staat. Erster Theil. Das nationale Problem als Verfassungs- und Verwaltungsfrage*. Leipzig & Wien: Franz Deuticke.
- Renner, K. [1918], *Das Selbstbestimmungsrecht der Nationen in besonderer Anwendung auf Oesterreich*. Zugleich 2., vollständig umgearbeitete Auflage von *Der Kampf der österreichischen Nationen um den Staat. I. Teil: Nation und Staat*. Wien Deuticke.  
太田仁樹訳 [2002–04], 諸民族の自決権(1)–(9), 『岡山大学経済学会雑誌』34(2)–36(2) (近刊).
- Renner, K. [1964], *Die Nation: Mythos und Wirklichkeit*, Manuskript aus dem Nachlass. Herausgegeben von Jaques Hannak, Mit einer Einleitung von Bruno Pittermann, Europa-Verlag. 太田仁樹訳, 民族: 神話と現実(1)–(5), 『岡山大学経済学会雑誌』32(4)–33(4), 2001–02.
- Сталин, И. В. [1913], Марксизми национальный вопрос, Институт Маркса–Энгелса при ЦК ВКП(б)(ред.), *И. В. Сталин сочинения*, т. 2, Москва, 1951. スターリン全集刊行会訳『スターリン全集』大月書店, 第2巻, 1952.
- 高島善哉 [1970], 『民族と階級』現代評論社. のち『高島善哉著作集』第五巻, こぶし書房, 1997.
- 田中克彦 [1978], 『言語からみた民族と国家』岩波書店.
- 矢田俊隆 [1963], オーストリア社会民主党と民族問題, 『スラヴ研究』第7号.
- 矢田俊隆 [1977], 『ハプスブルク帝国史研究』岩波書店.

## **On the Logic of “Die Nationalitätenfrage und die Sozialdemokratie” by Otto Bauer**

Yoshiki Ota

The greatest contribution in “Die Nationalitätenfrage und die Sozialdemokratie” by Otto Bauer” is the explanation of generation and development of nation including “waking of peoples without history”. The contents which should be called the renovation (or reconstruction) of the historical materialism by Bauer are developed. The logic of development of nation is making the nation essence theory in a wide sense with the nation essence theory in a narrow sense (= “definition of nation”). The conventional researches took only “definition of nation” without reference to others, and abandoned themselves to inquiry of definitions. Such attitudes should be reconsidered. Although Bauer included the logic of national development in historical materialism, he did not necessarily succeed in adjusting it to the Marxian historical materialism centering on class struggle. Since the logic of class struggle was restraining the logic of national development from the outside in Bauer’s explanation, he could not solve an actual complicated tangle of class and nation. There is a problem in connection with the limit of Marxism which understands history centering on class struggle. By taking out the logic of national development, Bauer could show the limit of Marxism clearer than anyone.

In spite of including personal national autonomy policy which Karl Renner proposed, Bauer’s national policy is eclectic and also includes the territorial national autonomy policy of “Brünner Programm”. In grounding the personal national autonomy policy Bauer also followed Renner, and his originality is not found. Bauer’s eclectic position corresponds to the disregard to Renner’s view of law and state. Such theoretical background of Bauer has relevance to his prompt abandonment of personal national autonomy policy during the World War. We cannot ask for theoretical grounding of a personal national autonomy policy in Bauer. It will be necessary to reconsider Austrian national theory in a broader perspective.